

「ネットトラブル安心サポート」 利用規約

第 1 条（規約の適用）

- 株式会社ネオグリフ(以下「運営元」といいます。)は、ネットトラブル安心サポート利用規約（以下「本規約」といいます。）を定め、これにより「ネットトラブル安心サポート」サービス（以下「本サービス」といいます。）を提供します。
- 当社は、本規約を変更することがあります。この場合、本規約が変更された後の本サービスの利用に係る料金やその他の提供条件は、変更後の本規約によります。
- 変更後の本規約は、当社の指定するウェブサイトに掲載した時点から効力が生じるものとします。

第 2 条（本規約の承諾及び会員契約の締結）

利用希望者は、本サービスに申込みことにより、「弁護士費用保険特典」と運営元（以下「G社」といいます。）が提供する「SNS コンシェルジュ」を、利用することができるものとします。

① 弁護士費用保険特典

(1) 補償期間中に被保険者の私生活において生じたネットトラブルに起因して被保険者が負担した費用を保険金としてお支払いします。概要は別紙 2 に定めるとおりとします。

② SNS コンシェルジュ

(1) 運営元が各種 SNS の操作方法・お困りごとに関してサポートをさせて頂くサービスです。概要は別紙 1 に定めるとおりとします。

第 3 条（本規約の承諾及び会員契約の締結）

利用希望者は、本規約に同意し、運営元が指定する方法にて、本サービスを申し込むものとし、運営元が承諾した場合に限り、本サービスに関する契約（以下「会員契約」といいます。）が成立し、本サービスの会員になるものとします。

2023 年 7 月 1 日 制定

別紙 1

SNS コンシェルジュ 利用規約

第 1 条（総則）

本利用規約は、株式会社ネオグリフ（以下「当社」といいます。）が提供する「SNS コンシェルジュ」（以下「本サービス」といいます。）を、第 4 条に定める会員（以下「会員」といいます。）が利用する際の一切に適用されます。

第 2 条（本利用規約の範囲）

1. 当社がオンライン等を通じ、随時会員に対して発表する本サービスの利用上のルールも、名目の如何を問わず本利用規約の一部を構成するものとし、会員はこれを承諾します。
2. 本規約は、本サービスを会員が利用する際の一切に適用します。
3. 会員とは、本サービスの申込を行った個人に限り本規約を承諾し当社の指定する手続きを行い当社が会員となることを承認した者をいいます。
4. 本規約でいう本サービスとは以下のサービスの総称をいいます。

・電話、メール対応

当社のスタッフが当社の電話回線を利用して、会員が利用する各種 SNS のご利用状況に応じたご案内を行います。

第 3 条（本利用規約の変更）

当社は、会員の承諾を得ることなく本利用規約及び本サービスの利用料金等（以下「利用料金等」といいます）を随時改定することがあります。なお、この場合の本サービスに関わる利用条件等は、変更後の利用規約を適用するものとします。前項の変更を行う場合は、15 日以上の予告期間において、変更後の利用規約を当社ホームページにて通知するものとします。なお、この通知が到達しない場合や会員が未確認であっても、変更後の本利用規約が適用されるものとします。第 1 項において利用料金等又は返金についての取り決めごとが変更された場合は、契約期間途中の契約には適用されず、改定日以降、更新及び本サービス開始される契約に適用されます。

第 4 条（会員）

会員とは、当社に本サービスの利用を申し込み、当社がこれを承諾した者をいいます。

第 5 条（対象）

当社は会員に対して、以下のもので各種 SNS をご利用された場合を本サービスの対象とします。

- ① パーソナルコンピュータ（以下、「パソコン」という）。
- ② スマートフォン。
- ③ タブレット。
- ④ メーカーが動作を保証する正規の OS がインストールされており、メーカーが意図しない改造が施されていないもので、メーカーが現在もサポートしている。
- ⑤ 付属のマニュアルおよびリカバリー用メディアが用意されている。
- ⑥ 広く一般に知られ、多くの個人ユーザーが日常的に使用している。

第 6 条（申込および利用料金・期間）

1. 本サービスの利用申込の成立は、当社が承諾した時点で会員契約の申込みが成立したものとします。契約成立後は第 6 条（退会）に定める解約の連絡又は支払方法変更の連絡が無い場合で、かつ当社が契約更新を認めた場合に限り、自動的に更新するものとします。

2. 次の各号に該当する場合は、当社は利用申込を承諾しないことがあります。尚、当社は、申込みを拒絶した理由を開示する義務を負わないものとします。

- ① 当社が、申込みに係る本サービスの提供・保守が困難と判断したとき
- ② 本サービスの申込みをした者が利用料金等または当社が提供するその他サービスの料金若しくは工事に関する費用の支払いを現に怠り、または怠る恐れがあるとき
- ③ 申込者が、20 歳未満で、成人親権者または成年後見人の書面による保証が提出できないとき
- ④ 申込者が存在しない、あるいは偽名を使っているとき
- ⑤ 申込者が本サービスの利用申込に際し、虚偽の届出をしたことが判明したとき
- ⑥ 申込者が指定クレジットカード会社より無効扱いの通知を受けたとき
- ⑦ 申込者が本サービスを解約され、又は当社の規約に違反した事実があるとき、及び当社の規約に違反するおそれがあるとき
- ⑧ 申込者が過去に本サービスの利用に際し、利用料金等の未納、滞納を行ったとき
- ⑨ 申込者が日本国内に在住していないとき
- ⑩ 申込者が日本語の理解、対応が困難なとき
- ⑪ 申込者が当社の社会的信用を失墜させる態様で本サービスを利用するおそれがあるとき
- ⑫ 申込者が暴力団関係者その他反社会的団体に属する者と認められるとき
- ⑬ 当社の競合他社等、事業上の秘密を調査する目的で契約を行おうとしていることが判明したとき
- ⑭ その他、当社が申込みを承諾することが相当でないと認めるとき

3. 当社は、会員の申込みを承諾しない、もしくは取消しを行う場合は、当該会員に郵送もしくは

は電話連絡または電子メールの手段により通知を行うものとします。

第7条（利用資格の停止及び失効）

1. 会員が次のいずれかひとつにでも該当する場合は、当社は、事前に通知することなく、直ちに該当する会員の本サービスにおける利用資格の全部もしくは一部を停止または失効させることができるものとします。また、会員は該当した時点で、当社に対して本利用規約に基づき負担する一切の債務について期限の利益を喪失するものとします。

- ① 本サービスの運用を妨害したとき
- ② 仮差押、差押もしくは競売の申請、破産、会社更生、もしくは民事再生の申し立てがあったとき、又は清算に入ったとき
- ③ 租税公課を滞納して保全差押を受けたとき
- ④ 収納代行会社または金融機関等により、会員が指定した支払口座の利用が停止させられたとき
- ⑤ 手形交換所の取引停止処分の原因となる不渡りを1回でも出したとき
- ⑥ 資産、信用、又は営業の譲渡、合併等事業に重大な変化が生じ、本契約に基づく債務の履行が困難になるおそれがあると当社が判断したとき
- ⑦ 本サービスの利用申込時に虚偽の申請をしたとき
- ⑧ 本サービスにより利用しうる情報の改ざんを行なったとき
- ⑨ 利用料金等の支払いを遅延し、又は拒否・停止したとき
- ⑩ 本利用規約の全部又は一部に違反したとき（利用者が違反したときを含みます。）
- ⑪ 住所、電話番号に変更が無い場合でも連絡用にお知らせいただいているメールアドレスが不通となり、変更のご連絡を頂いていないとき
- ⑫ 当社の名誉若しくは信用を毀損したとき
- ⑬ 会員が過度に頻繁に問い合わせを実施し、または本サービスの提供に係る時間を故意に延伸し、当社の業務の遂行に支障を及ぼしたと当社が判断したとき
- ⑭ 会員が死亡された場合、その他会員が権利能力を失ったとき
- ⑮ 当社に損害を与えたと当社が判断したとき
- ⑯ その他、全員もしくは利用者が本利用規約に違反した場合、会員として不適切又は本サービスの提供に支障があると当社が判断したとき

2. 当社は、前項の規定により本サービスの利用停止をするときは、当社からあらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を会員に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

3. 第1項による利用停止及び失効にあたり支払済みの利用料金等は一切返金しないものとします。

4. 当社が、本条第1項各号の規定により損害を被った場合、本利用契約の解約の有無にかかわらず会員に対し被った損害の賠償を請求できるものとし、会員は損害を賠償する義務を負い直

ちに履行するものとします。

第8条（会員情報の取り扱い）

1. 会員は、入会の諸手続きにおいて、当社からの会員情報の提供の要請に応じて、正確な会員情報を当社に提供するものとします。
2. 会員が既に当社に届出ている会員情報に変更が生じた場合、会員は、当社が別途指示する方法により、速やかに当社に対してかかる変更を届け出るものとします。
3. 当社は、会員情報および履歴情報を、善良なる管理者としての注意を払って管理いたします。
4. 会員は、当社が会員情報及び履歴情報を、本サービスを提供する目的の他に以下の各号に定める目的に利用し、または第三者に提供することがあることに同意するものとします。
 - ① 当社が会員または利用者に対し、本サービスの追加または変更のご案内、または緊急連絡の目的で、電子メールや郵便等で通知する場合、または電話等により連絡する場合
 - ② 当社または当社の提携先等、第三者の提供するサービスや商品に関する広告宣伝またはその他の案内を、電子メールもしくは郵便等で通知する場合、または電話等により連絡を行う場合、もしくは会員がアクセスした当社のホームページ上その他会員の情報端末機器の画面上に表示する場合
 - ③ 当社が、本サービスに関する利用動向を把握する目的で、会員情報の統計分析を行い、個人を識別できない形式に加工して、利用又は提供する場合
 - ④ 法的な義務を伴う開示要求へ対応する場合
 - ⑤ 会員または利用者から事前に同意を得た場合
 - ⑥ その他、当社が真にやむを得ないと判断した場合
5. 前項第①号の規定にもかかわらず、会員は、会員情報および履歴情報を利用しての当社からの情報の提供や問い合わせの受領を希望しない場合には、当社に対してその旨請求できるものとし、当社はかかる会員の請求に応えるように努めるものとします。ただし、かかる当社からの情報の提供や問い合わせが、会員に対する本サービスの提供に関連して必要な場合には、この限りではないものとします。
6. 会員は、利用者に関する情報を当社に登録または提供する場合、事前に当社による当該情報の利用、開示もしくは提供につき該当する利用者から同意を得るものとします。当該情報の利用、開示、提供に関連して、かかる同意を得ていない場合、あるいは利用者に損害が発生した場合または利用者との間で紛争が生じた場合、該当する会員は、自己の費用と責任において、かかる損害を賠償またはかかる紛争を解決するものとし、当社に何等の迷惑をかけない、または損害を与えないものとします。
7. 会員は、会員情報を照会または変更することを希望する場合には、別途当社が定める手続きに従ってかかる照会または変更を請求できるものとします。なお、婚姻その他法令により氏名の変更が認められている場合を除き、会員が、当社に登録した自らの氏名を変更することはできないものとします。

第9条（免責）

1. 当社は、会員からの問い合わせを遅滞なく受け付けることを保証するものではありません。
2. 当社は、本サービスの提供をもって、会員の問題・課題等の特定、解決方法の策定、解決又は解決方法の説明を保証するものではありません。
3. 当社は、本サービスに関連して発生した会員又は利用者のいかなる損害（逸失利益及び第三者から会員又は利用者に対して為されたクレーム、損害賠償請求等に基づく損害を含む。）についても、一切責任を負わないものとします。
4. 当社は、本サービスの内容、並びに会員および利用者が本サービスを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、適用性、有用性等いかなる保証も負わないものとします。
5. 当社は、本サービスの利用に遅延又は中断（前条の中断を含みますが、これに限りません。）等が発生しても賠償の責任を一切負わないものとし、これに起因する会員及び利用者が被った損害（逸失利益を含む。）に関し、何らの責任も負わないものとします。ただし、本サービスに隠れた瑕疵があった場合、当社は月内基本対応回数を超過した際の損害賠償責任は、追加購入金額を上限として賠償します。
6. 当社が行った作業が原因で各種メーカーの無償サポートが受けられなくなった場合、会員及び利用者のデータが消失した場合、当社の責に帰することのできない事由から生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益および第三者からの損害賠償請求に基づく会員及び利用者の損害が発生した場合、サービス提供時間の大幅な遅延が原因で会員及び利用者何れかの損害が生じた場合も、当社は一切責任を負いません。
7. 当社は、第7条（利用資格の停止及び失効）、第10条（本サービスの廃止）の規定により、本サービスの利用停止、本サービスの中断並びに本サービスの廃止に伴い生じる会員の被害または損害について、一切の責任を負いません。
8. サイバーテロ、自然災害、第三者による妨害等、不測の事態を原因として発生した被害については、当社は一切責任を負いません。（サイバーテロとは、コンピュータ・ネットワークを通じて各国の国防、治安等を初めとする各種分野のコンピュータ・システムに侵入し、データを破壊、改ざんするなどの手段で国家又は社会の重要な基盤を機能不全に陥れるテロ行為をいいます。）
9. 当社は、本サービスの提供をもってインターネットへの接続、メールの送受信、パソコンの周辺機器の利用、ウィルスの完全な発見及びその駆除、ソフトウェア（ドライバソフトウェア及びファームウェア等を含む）の完全なインストール、アップグレード、アンインストール又は会員のデータの完全なバックアップ及びその移行等を保証するものではありません。

第10条（本サービスの廃止）

1. 当社は、本サービスを継続的かつ安定的に提供することが著しく困難な場合は、本サービス

の提供を終了することがあります。

2. 当社は、本サービスの提供を終了するときは、会員に対し事前に通知するものとします。但し、緊急の場合はこの限りではありません。
3. 前項の通知は、本サービスのホームページ上で表示することにより行うものとし、表示後 1 ヶ月経過した時点で全ての会員に通知したものとみなされるものとします。
4. 当社は理由の如何を問わず、第 2 項の通知を行うことにより、本サービスの終了により会員が被った損害についての責を一切負わないものとします。

第 1 1 条（譲渡禁止）

会員は、会員たる地位ならびに本規約上会員が有する権利および義務を当社の事前の同意を得ることなく第三者に譲渡してはならないものとします。

第 1 2 条（退会）

1. 会員が本サービスの会員を退会する場合は、当社が定める手段にて退会申請を行うものとします。なお、甲が退会申請を確認し、手続きを完了した旨を電子メール等で送信した時点で退会手続きの受付とし、送信した日の属する月の末日をもって退会されるものとします。ただし、当該退会申込書の記載内容等に不備がある場合はこの限りではなく、不備が訂正された日の属する月の末日をもって解約されるものとします。
2. 既に受領した利用料金等その他の金銭の払い戻しは一切行いません。
3. 本条により退会した会員の利用中に係る一切の債務は、その退会の後においても、その債務が履行されるまでは消滅しません。
4. 会員の登録情報は、会員からの特段の申し出がない限り、退会后甲が定める期間をもって削除されるものとします。

第 1 3 条（商標等）

1. 本サービスにおいて当社が会員に提供する一切の物品（本利用規約、教育コンテンツ、マニュアルやガイド、ホームページ等を含む）に関する著作権及び特許権、商標権、並びにノウハウ等の一切の知的所有権（以下、「当社の商標権等」という）は、当社に帰属するものとします。
2. 会員は、当社の商標等について、当社の権利を損なうような行為を一切行ってはならないものとします。
3. 本利用規約は、当社の商標等についていかなるライセンスをも明示黙示を問わず承諾するものではありません。

第 1 4 条（専属的合意管轄裁判所）

本サービスに関する訴訟については、当社本店所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第15条（特約との関係）

第2条（本利用規約の範囲）に基づき当社が発表する本サービスの利用上のルールと本利用規約の定めが抵触する場合は、当該ルールの内容が優先して適用されるものとします。

第16条（協議事項）

本利用規約に定めのない事項、または本利用規約の各条項につき疑義が生じた場合には、当社と会員は誠意をもって協議の上、解決するものとします。

第17条（準拠法）

本利用規約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとします。

問い合わせ先

「株式会社ネオグリフ」

・電話番号：03-6912-9522

・受付時間：11時～18時（年末年始除く）

2023年7月1日 制定

「ネットトラブル安心サポート」弁護士費用保険特典 利用規約

【概要】

サービス「ネットトラブル安心サポート（以下「本サービス」といいます。）」に付随関連して、引受保険会社をさくら損害保険株式会社（以下「引受保険会社」といいます。）、保険契約者を株式会社ネオグリフ、被保険者を会員（会員と生計を同一にする同居の親族（2親等以内）および別居の未婚の子を含みます。）とする保険契約に基づき、引受保険会社からネットトラブルに起因して被保険者が負担した費用が保険金として支払われる特典をいいます。

【補償期間】

(1) 被保険者が当該保険で補償される期間をいい、本サービスの利用契約開始日^{#1}の午前0時に始まり、1年後の応当日の前日の午後12時（以下、「補償期間」といいます。）に終わります。ただし、各被保険者に対する補償期間は1年ごとに更新されるものとし、以後も同様とします。

(2) 本条(1)にかかわらず、本サービスを解約した場合もしくは本サービスを解除された場合、および本サービスが終了した場合、当社の保険責任は、解約日、解除日または終了日の午後12時に終わります。

【補償内容】

補償期間中に被保険者の私生活^{*1}において生じたネットトラブル^{*2}に起因して被保険者が負担した以下の費用を保険金として支払います。

(1) ネットトラブル法律相談費用保険金（別表1参照）

ネットトラブルに起因して被保険者が相談事案を認識した場合（以下、「事案認識日^{*3}」といいます。）に、被保険者がその解決のために法律相談を弁護士等に行い、法律相談費用を負担したことによって被った損害。

ただし、事案認識日からその日を含め1年以内の相談事案^{*4}に係る費用で、次の支払限度額を上限とします。

① 1相談事案の限度額：10万円

② 1補償期間の限度額：10万円

ただし、1回の相談については2時間を限度とします。

(2) ネットトラブル弁護士等費用保険金（別表2参照）

ネットトラブルに起因して被保険者が法律事案を認識した場合（以下、「事案認識日^{*3}」といいます。）に、被保険者がその法的手続きについて弁護士等と弁護士等委任契約を締結し、弁護士等費用を負担したことによって被った損害。

ただし、事案認識日からその日を含め1年以内に締結された弁護士等委任契約（以下、「委任

契約」といいます。)における法律事案^{*5}に係る費用(弁護士等費用の額に70%を乗じた金額)で、次の支払限度額を上限とします。

① 1 法律事案の限度額：100 万円

② 1 補償期間の限度額：100 万円

- 当該法的手続きは、日本国内の裁判所を管轄裁判所とし、かつ日本の国内法が適用される損害賠償請求または差止請求に限ります。
- 当該弁護士等費用は、日本国内の費用に限り、海外の調査機関等に依頼した場合の費用は含まれません。また、被保険者が第三者から回収した金額がある場合には、その金額を差引いた額とします。

【用語の定義】

*1: 私生活

職務または業務に関することを除く、被保険者の日常生活をいいます。

*2: ネットトラブル

1. インターネットを通じて生じた以下の各号の事由に起因して、他人との間に発生したトラブルをいいます。

(1) 対象機器からの電磁的データの流出

(2) 迷惑行為・投稿、誹謗中傷、風評被害、いじめ^{#1}、なりすまし行為または脅迫行為

(3) 著作権、肖像権、商標権、特許権等の知的財産権、名誉権、プライバシー権その他法令上または契約上の権利を侵害する行為

2. 以下の各号の事由については、他人の行為に起因するこれらの事由によって被保険者が損害を被った場合に限りのみ、ネットトラブルに含まれます。

(1) 不正アクセス等の行為またはマルウェア感染

(2) 出会い系サイト^{#2}を介して生じたトラブルまたはストーカー行為、恐喝、誘拐、詐欺等の犯罪行為

(3) ネットショッピング、ネットオークションまたはネットフリーマーケット等で生じた詐欺

(4) 電子マネー^{#3}の盗取・詐取またはネットバンキングまたはクレジットカード等の不正な使用

3. 上記 1.および 2.のネットトラブルの発生した日(以下、原因発生日^{#4})といいます。)が「初年度補償開始日」以降に発生したトラブルに限ります。

#1: 悪口、仲間外れ、集中攻撃、さらし行為等を含みます。

#2: 「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」に規定するインターネット異性紹介事業をいいます。

#3: 利用する前にチャージを行うプリペイド方式の電子的な決済手段を指します。

#4: ネットトラブルの原因となる事実が最初にネットワーク上に書き込まれた日またはその原因となる事実を最初に書き込みした日をいいます。

(ネットワーク上に「書き込まれた」または「書き込みをした」とは、書面に限らず、音声、動画等の電子データとして証拠が残る場合も含まれます。)

***3: 事案認識日**

次の事案について、ネットトラブルに起因して被保険者が相談事案または法律事案を認識した日をいいます。

(1)被害事案

被保険者が被害者となる場合において、法的請求の根拠となる事実及び加害者を知った時、または弁護士等に初めて連絡した日のいずれか早い日をいいます。

(2)加害事案

被保険者が加害者となる場合において、他人から法的請求もしくは通知を受けた日、またはその根拠を提示された日をいいます。

***4: 相談事案**

ネットトラブルに起因して法的紛争になるまたは発展する可能性がある事実に起因して発生し、かつ、被保険者が自らの権利や利益を守るために弁護士等への相談または弁護士等からの助言を必要とする事案^{#1}をいいます。

ただし、ネットトラブルの相手（他人）が複数の場合でも、原因が同じネットトラブルに起因する相談事案は、同一の事案とみなします。

#1: 単なる申請実務や手続方法について弁護士等に確認または助言を求める場合を除きます。

***5: 法律事案**

ネットトラブルに起因して、被保険者が自らの権利や利益を守るために、その法的手続きについて弁護士等と弁護士等委任契約の締結を必要とする事案をいいます。

ただし、ネットトラブルの相手（他人）が複数の場合でも、原因が同じネットトラブルに起因する法律事案は、同一の事案とみなします（以下、「1 法律事案」といいます。）。

【お支払いできない主な損害】

1. 以下の事由によるネットトラブルに係るネットトラブル法律相談費用保険金およびネットトラブル弁護士等費用保険金を支払いません。

(1) 被保険者の闘争行為^{#1}、自殺行為、犯罪行為または重大な過失

(2) 被保険者でない者^{#2}が保険金の全部または一部を受取るべき場合において、その者またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反（ただし、他の者が受取るべき金額を除きます。）

- (3) 被保険者が他人に損失を与えることを認識していながら^{#3}行った行為
- (4) 保険契約者と被保険者の間または被保険者の親族相互間で生じた事由
- (5) 婚姻、離婚、親子関係、養子、親権、後見、扶養または相続について生じた事由
- (6) 保険契約または共済契約等について生じた事由
- (7) 被保険者以外の者^{#4}に係るネットトラブルに起因して、被保険者の親権者または法定監督義務者に係る相談事案または法律事案
- (8) 契約上の地位の移転、債権譲渡、債権引受、相続その他の事由により権利義務の移転があった結果、移転前に生じていた事故に関し、被保険者が当事者となった場合
- (9) 社会通念上、法的解決になじまないと考えられるトラブルであって、以下のいずれかに該当するもの
 - ① 社会生活上の受忍限度を超えないもの
 - ② 一般に道徳、道義、倫理その他の社会規範に基づく解決が妥当であると考えられるもの
 - ③ 自律的な法規範を有する社会または団体の裁量の範囲に属する事実と認められるもの
- (10) 憲法、条約、法律、命令、規則および条例の制定または改廃について要求するもの
- (11) 自動車交通事故に起因するもの
- (12) 私生活以外の事由に起因するもの
- (13) 契約の不履行、対人賠償、対物賠償に起因する損害
- (14) 国、地方公共団体、行政庁その他の行政機関を相手方とするもの
- (15) 取引によって取得もしくは譲渡した不動産、動産、有価証券またはその他の権利の財産的価値が、経済状況または社会情勢の変化等に伴って変動したことにより、当該取引の相手方との間で発生したもの
- (16) 預託等取引契約^{#5}に関するもの
- (17) 連鎖販売取引^{#6}または無限連鎖講^{#7}に関する取引に関するもの
- (18) 刑事事件^{#8}、少年事件^{#9}または医療観察事件^{#10}
- (19) 保険契約者または被保険者の公序良俗に反する行為または社会通念上不当な請求行為
- (20) 当社、当社の株主またはその関連法人、ならびにこれらの役職員を相手方とする場合（ただし、個人株主および役職員の私生活において生じたネットトラブルの場合はその限りではありません。）
- (21) 弁護士等委任契約を締結した弁護士等を相手方とする場合
- (22) 初年度補償開始日よりも前に発生した原因に起因する損害
- (23) 基準弁護士等費用算定表に照らして明らかに過大であると当社が判断した費用の過大部分
- (24) 国外の発生したネットトラブル（ただし、国外事業者であっても、当該事業者の国内法人に関連した場合は、国内トラブルとみなします。）
- (25) ネットトラブルに起因する損害賠償金
- (26) 当社指定の書類の提出が当社にて確認できない場合

#1: 喧嘩、格闘および暴力を含みます。

- #2: 法人の場合には、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
 - #3: 認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。
 - #4: 被保険者の未成年の子を除きます。
 - #5: 「特定商品等の預託等取引契約に関する法律」に規定する預託等取引契約をいいます。
 - #6: 「特定商取引に関する法律」に規定する連鎖販売取引をいいます。
 - #7: 「無限連鎖講の防止に関する法律」に規定する無限連鎖講をいいます。
 - #8: 「刑事訴訟法」に基づき、犯罪を行った者に対する科刑等を決定するための手続きに関する事件をいいます。
 - #9: 「少年法」に基づき、犯罪を行った少年に対する措置を決定するための手続きに関する事件をいいます。
 - #10: 「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」に基づき、心神喪失または心神耗弱の状態で重大な他害行為を行った者に対する処遇の可否等を決定するための手続きに関する事件をいいます。
2. 上記 1.の各号の他、以下の各号のいずれかに該当する場合またはこれらの事由によって生じた損害に対しては、ネットトラブル法律相談費用保険金およびネットトラブル弁護士等費用保険金を支払いません。
- (1) 保険契約の趣旨に鑑み、濫用性が高いと当社が判断する以下の行為
- ① 権利行使によって何ら利益がもたらされないにもかかわらず、単に相手方を害する目的でなされる行為
 - ② 権利行使によって得る利益と比較して、相手方の受ける不利益が明らかに大きい行為
 - ③ 実現不可能な行為を要求する等、正当な権利行使の範囲を逸脱した行為
 - ④ その他、①から③と同程度に濫用性が高いと考えられる行為
- (2) 被保険者が弁護士等委任契約を締結し法的解決を図ったとしても、勝訴の見込みまたは委任の目的を達成する見込みのないことが明らかな場合

【本特典のご利用方法】

保険金請求につきましては、お客様（被保険者様）ご自身で、直接引受保険会社へ行っていただきます。

【保険金請求時に必要な書類】

提出書類	ネットトラブル 法律相談費用保険金	ネットトラブル 弁護士等費用保険金	
		委任契約締結時	事件終了時
1. 保険金請求書	○	○	○
2. 本人確認書類	○	○	○
3. 領収書（内訳を含む）	○	○	○

4. 原因事故の発生時期・内容に関する説明資料	○	○	○
5. 弁護士等が記載した法律相談の内容を証明する書類	○	—	—
6. 委任契約の締結前に弁護士が記載した委任契約の見積書	—	○	—
7. 弁護士等と締結した委任契約書（写）	—	○	—
8. 弁護士等が記載した委任契約の進捗状況等を報告する書類	—	○	○
9. 弁護士等が記載した弁護士費用等の内容を証明する書類	—	○	○
10. 弁護士費用等の算出根拠を証明する書類	—	○	○

【別表 1】

対象	内容・区分・限度額等
1. 法律相談費用 ^{*1}	<p>弁護士等の事務所または所属弁護士会等の施設内で実施することを原則とし、以下の各号の額を限度とします。</p> <p>(1) 法律相談に要する時間が1時間以内の場合、10,000円</p> <p>(2) 法律相談に要する時間が1時間を超える場合^{*2}、超過15分ごとに、2,500円</p>
2. 出張相談費用 ^{*1}	<p>被保険者が障害・疾病・高齢等の原因で移動が困難な場合で緊急性がある等、特に出張相談を実施すべき事情があると認められる場合には、以下の各号の額を限度とします。</p> <p>(1) 法律相談に要する時間が1時間以内の場合、30,000円</p> <p>(2) 法律相談に要する時間が1時間を超える場合^{*2}、超過15分ごとに、2,500円</p>
3. 実費等 ^{*3}	<p>法律相談に対応する上で弁護士等が支出した交通費または通信費は、第1項または第2項に加えて法律相談費用とすることができます。</p>

【別表 2】

対象	内容・区分・限度額等
1. 着手金・報酬金方式 ^{*4}	(1) 事案の性質上、弁護士等の委任事務処理の結果に成功・不成

	<p>功があるものについて、弁護士等報酬の限度額は、下表に定める額を限度とします。</p> <table border="1" data-bbox="568 387 1353 1115"> <thead> <tr> <th data-bbox="568 387 836 624">経済的利益の額</th> <th data-bbox="836 387 1094 624">① 着手金*1 その結果のいかんにかかわらず委任契約締結時に生じる対価</th> <th data-bbox="1094 387 1353 624">② 報酬金*1 その成功の程度に応じて生じる対価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="568 624 836 725">125万円以下の場合</td> <td data-bbox="836 624 1094 725">100,000円</td> <td data-bbox="1094 624 1353 725" rowspan="2">経済的利益*6の16%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="568 725 836 819">125万円超 300万円以下の場合</td> <td data-bbox="836 725 1094 819">経済的利益*5の8%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="568 819 836 920">300万円超 3,000万円以下の場合</td> <td data-bbox="836 819 1094 920">経済的利益*5の5%+90,000円</td> <td data-bbox="1094 819 1353 920">経済的利益*6の10%+180,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="568 920 836 1021">3,000万円超 3億円以下の場合</td> <td data-bbox="836 920 1094 1021">経済的利益*5の3%+690,000円</td> <td data-bbox="1094 920 1353 1021">経済的利益*6の6%+1,380,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="568 1021 836 1115">3億円超の場合</td> <td data-bbox="836 1021 1094 1115">経済的利益*5の2%+2,690,000円</td> <td data-bbox="1094 1021 1353 1115">経済的利益*6の4%+7,380,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 委任事務処理の難易等の事情により、(1)の限度額が不当であると認められる場合には、被保険者、受任弁護士等および当社が協議の上、それぞれ30%の範囲で増減額することができます。</p>	経済的利益の額	① 着手金*1 その結果のいかんにかかわらず委任契約締結時に生じる対価	② 報酬金*1 その成功の程度に応じて生じる対価	125万円以下の場合	100,000円	経済的利益*6の16%	125万円超 300万円以下の場合	経済的利益*5の8%	300万円超 3,000万円以下の場合	経済的利益*5の5%+90,000円	経済的利益*6の10%+180,000円	3,000万円超 3億円以下の場合	経済的利益*5の3%+690,000円	経済的利益*6の6%+1,380,000円	3億円超の場合	経済的利益*5の2%+2,690,000円	経済的利益*6の4%+7,380,000円
経済的利益の額	① 着手金*1 その結果のいかんにかかわらず委任契約締結時に生じる対価	② 報酬金*1 その成功の程度に応じて生じる対価																
125万円以下の場合	100,000円	経済的利益*6の16%																
125万円超 300万円以下の場合	経済的利益*5の8%																	
300万円超 3,000万円以下の場合	経済的利益*5の5%+90,000円	経済的利益*6の10%+180,000円																
3,000万円超 3億円以下の場合	経済的利益*5の3%+690,000円	経済的利益*6の6%+1,380,000円																
3億円超の場合	経済的利益*5の2%+2,690,000円	経済的利益*6の4%+7,380,000円																
<p>2. 時間制報酬(タイムチャージ)方式*3*7</p>	<p>(1) 弁護士が受任事件を処理する場合の弁護士報酬については、依頼者と協議の上、時間制報酬の定めをすることができます。</p> <p>(2) 時間制報酬については、次のような定めを原則とします。</p> <p>① 所要時間当たり2万円</p> <p>② 1事件当たり所要時間30時間(時間制報酬総額60万円)を一応の上限とし、所要時間がこれを超過する現実の可能性が出てきた場合には、別途依頼者及び引受保険会社と協議します。</p> <p>(3) 時間制報酬を採用する場合には、原則として、依頼者に対し、毎月1回の割合により、執務内容・時間について報告を行うものとし、引受保険会社は依頼者を通じて報告書の提出を受ける都度、弁護士に支払を行います。</p>																	
<p>3. 手数料方式</p>	<p>(1) 原則として1回程度の手続きまたは委任事務処理で終了する事案について生じる弁護士等報酬*1をいい、下表に定める額を限度とします。</p>																	

	手続きまたは 委任事務処理	手数料の限度額
	① 保全事件	200,000 円に、第 1 項 (1) ①着手金で算出された額の 10%を加えた額
	② 法律関連調査	1 事案につき、100,000 円
	③ 内容証明郵便の作成 ^{*9}	1 事案につき、以下の額 (ア) 弁護士等名を表示しない場合：20,000 円 (イ) 弁護士等名を表示する場合：作業内容の難易により 30,000 円以上 50,000 円
4. 日当	<p>受任弁護士が委任事務処理に当たり遠方に移動する必要がある場合は、日当を受けることができます。なお、日当に対して給付される保険金の基準は、移動による合理的拘束時間（乗継等の待機時間を含む。）の区分に応じ、当該各号に定める額とします。ただし、委任事務処理が複数日にわたる場合は、各日単位の移動による拘束時間に応じて、それぞれ計算して得た額を合算します。</p> <p>(1) 往復 2 時間を超え 4 時間まで 3 万円（消費税別途） (2) 往復 4 時間を超え 7 時間まで 5 万円（消費税別途） (3) 往復 7 時間を超える場合 10 万円（消費税別途）</p>	
5. 実費	<p>収入印紙代、郵便切手代、謄写料、交通費、通信費、宿泊費、保証金、供託金及びこれらに準ずるもので、弁護士が委任事務処理を行う上で支払の必要が生じた費用をいい、この実費等は上記 1. から 4. の費用に含まれないものとします。</p>	

*1: 消費税相当額を加算した額を請求することができます。

*2: 1 回の法律相談について、2 時間を限度とします。

*3: 日当を請求することはできません。

*4: 同一の事案について、第 2 項の時間制報酬（タイムチャージ）方式および手数料方式と併用することはできません。

*5: 被保険者が委任契約締結時に提示した資料等に基づき計算される経済的利益の額とします。

*6: 弁護士等が行った委任事務処理の結果、被保険者が得ることとなった経済的利益の額とします。

*7: 同一の事案について、第 1 項の着手金・報酬金方式と併用することはできません。

*8: 移動に要した時間を含みます。

*9: 情報処理機器等の通信手段（インターネットを含みます。）を用いて、これに準じる事務処理を行う場合を含みます。

*10: 委任事務処理自体による拘束を除きます。

以上

2023年7月1日 制定